

令和 8 年度第 2 回
新宿区外部評価委員会第 3 部会 会議概要

<開催日>

令和 8 年 7 月 15 日（水）

<場所>

本庁舎 6 階 第 4 委員会室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

稲継裕昭、小杉美恵子、佐伯康之、塚田和寿、安井潤一郎

区職員

事業所管課（11 名）

三浦危機管理課長、浅見副参事（安全・安心対策担当）、松本大久保特別出張所長、
神崎文化観光課長、桑野副参事（にぎわい創出等担当）、東新宿観光振興協会担当課長、
浅野衛生課長、小谷交通対策課長、鈴木ごみ減量リサイクル課長、
新川新宿清掃事務所長、手島副参事（清掃事業担当）

事務局（3 名）

林副参事（特命担当）、西崎主査、久住主査

<開会>

【部会長】

皆さん、こんにちは。ただいまから、第 2 回新宿区外部評価委員会第 3 部会を開催します。

本日は、事業所管課へのヒアリングを実施します。

それでは、議事に入る前に、本日の配付資料の確認及び出席されている区職員の紹介をよろしくお願いします。

【事務局】

ではまず、本日の配付資料を確認させていただきます。

最初に、本日の次第を A4、1 枚でお配りしております。続いて、前回と同様に、外部評価チェックシートをホチキス留めでお配りしております。本日も前回と同様、メモなどでご利用いただければと思います。その次、右上に参考と書かれているヒアリング時の質問リストをお配りしております。こちらの参考資料は、本日のヒアリングで使用する事前質問をまとめた資料となっております。

最後に、住宅宿泊事業の届出状況（新宿区令和8年3月31日時点）と題したA4、1枚の資料をお配りしております。こちらは、本日のヒアリングにおける民泊に関する内容の補足資料となっております。

配付資料に不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

【部会長】

それでは、ヒアリングを実施します。

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を3つの部会に分けており、この第3部会のテーマは自治、コミュニティ、文化観光産業です。

私は外部評価委員会の会長をし、また第3部会の会長をしております稲継です。よろしくお願いいたします。

部会の委員は、私から見て時計回りに、小杉委員、佐伯委員、安井委員、塚田委員になります。

本日は、「住まい周辺の環境悪化対策」というテーマで、オーバーツーリズム対策、民泊問題対策、ごみのポイ捨て・不適正排出対策、安全・安心対策に関する取組の中から、特に中心的役割を果たす計画事業及び経常事業について、ヒアリングを行います。

それでは、進行の詳細について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

【事務局】

本日の進行についてご説明いたします。

事務局を通じて、事前に委員の皆様及び区の所管課にお伝えしてある質問を基に、部会長の進行の下、質疑応答を中心に進めてまいります。

なお、本日のヒアリングは、前半・後半の二部構成で進行させていただきます。

つきましては、質問13番まで質疑応答が終了しましたら、出席職員の入替えのため5分程度の休憩時間をいただく予定です。あらかじめ、ご了承くださいますようお願いいたします。

所管課の方は、参考資料に記載されている質問について回答をお願いします。

委員の皆様は、所管課からの回答を受け、確認あるいは追加質問したい内容がある場合は、ご発言をお願いします。

所管課の方は、それらの質問等に対しても、できる限りこの場での回答をお願いします。

なお、質疑応答が時間内に終了しなかった場合や、この場での回答が難しいといった質問があった場合には、文書で追加質問をさせていただく場合もありますので、よろしくお願いいたします。

質疑応答は参考資料の質問番号順に進行いたします。

所管課の方は、担当事業の質疑応答が終わりましたら、部会長の案内に従って、順次ご退席いただきます。

本日の進行についてのご説明は以上となります。

【部会長】

進め方について、何かご質問ありますか。大丈夫ですかね。

それでは、衛生課長様におかれましては、参考資料に記載されている質問について、質問番号順に回答をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【衛生課長】

それでは、まず民泊の適正な運営の確保の事業についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず1番から12番まで、番号順にご説明をまずさせていただこうと思います。

まず1番目でございます。民泊の実質的な禁止を可能とする観光庁の通知というところでございますけれども、こちらは先ほど発出された通知でございまして、今後、内容を確認した上で、区としてどのような対応ができるか検討してまいります。

ポイントとしましては、今回、国の方針転換とされておりますが、法改正ではなく通知による対応であるため、法的な根拠は依然として十分ではない状況ということでございます。

区としても、この規制強化については早急に検討を進めていきたいと考えておりますが、一方で、営業権を制限する内容となるため、それに伴う法的リスクも踏まえ、慎重な検討が必要であるというふうに考えております。

今後、関係機関ですとか、業界団体等の意見を集約した上で、どういった規制内容にするかという検討を進めていきたいというように考えているところでございます。

2番目でございます。民泊は特定の地域に集中しているように見受けられるということで、その調査・分析といったところでございます。

こちらにつきましては、本日机上にお配りをさせていただきました資料のほうをご覧くださいいただければと思います。A4の縦長の住宅宿泊事業の届出状況（令和8年3月31日時点）という資料でございます。こちら、区のホームページにも掲載しているものでございまして、毎年3月末時点で更新をしている資料になりまして、こういった形で属性別の集計を行っているところでございます。

例えば、新宿区の民泊の特徴的なところでいきますと、（3）番のところをご覧くださいますと、共同住宅ですね、マンションとかアパートにある民泊がもう9割を超えている状況であると。

それから、（4）番にありますように、賃借人がやっている民泊が75%、4分の3を超えているといった状況になっておりますので、そもそも所有物件で遊休資産の活用といった形の民泊ではなくて、ほとんどがわざわざ民泊をやるために借りてきて、それを事業として、業として民泊をやっているというケースがほとんどであるといったようなところを、分析しております。

また、地域別の集計といたしましては、（7）番の特別出張所別といったところをご覧くださいいただければと思いますけれども、ご覧いただくように、3分の1が大久保地区にあるという状況でございます。大久保地区、大久保とか百人町の地区に民泊は非常に多いんですけれども、こちらについては、もともと外国人のコミュニティが形成されている地域ということで、外国人宿泊者を受け入れやすいような環境になっているのではないかというふうに考えてお

ります。

また、新宿に泊まりに来る民泊の利用者は、9割以上が外国人でございまして、外国の方は、もう1週間とか2週間とか滞在されて、その間、日本各地に出かけて、いろんなところを観光しに行くといったような滞在スタイルでございますので、新宿駅、もしくはバスタ新宿に近い場所を拠点として滞在されている例が多いのではないかというふうに推測してございます。

今、大久保、百人町地域が多いといった状況ですけれども、最近、柏木地域、9.9%になってございますけれども、北新宿の辺りも最近増えておりまして、恐らく大久保、百人町の地域から少しずつ漏れ出しているようなイメージなのかなというふうに考えております。

続いて、3番目でございます。是正措置の対象となる主体というところでございますけれども、是正指導につきましては、その民泊を管理をしている主体に対して指導を行っているものでございますので、その施設の所有者が運営していれば、その所有者に対して指導をしておりますし、例えばその管理を委託して、管理会社が運営をしているようであれば、その管理会社に対して指導をしているといったようなところが現状でございます。

後段のところ、**「適正な運営の確保が図られた」**というところの判断については、ここは、個別の民泊に対して、ここは適正、ここは適正ではないという判断を特段しているわけではございませんで、個々の案件については、事業者に対して、例えばごみの出し方であるとか、宿泊者の騒音が問題であれば、宿泊者に対する周知を徹底してくださいとか、そういった指導を行っているところでございますけれども、結果的にそれが適正となったかどうかといったところまでは、なかなか追いかけていない状況でございます。

この事業において、民泊の適正な運営の確保とっておりますのは、もうちょっと広い視点といいますか、民泊総体として適正な運用を確保していきたいといったことで、この事業名を設定しているものでございますので、望ましい姿としては、苦情がゼロ件になることを目指して、事業を推進しているところでございます。

4番目でございます。無届の違法民泊の事業者についてでございますけれども、こちらについては、法人の場合もありますし、個人の場合もございます。ただ、なかなか無届でやられているものについて、我々もなかなか把握が難しいといった状況がございます。そもそも無届でやられていますので、その情報が入ってきませんので、把握がなかなか難しいんですが、基本的には区民の方、近隣の方からの通報に基づいて把握をして、現地を調査しているといったような状況でございます。

中には、届出が受理される前に始めてしまっているようなケースもありますので、そういったところに対しても厳しく指導しているというところでございます。

続いて、5番、6番については、事務局からよろしいですか。

【事務局】

5番の質問については、本テーマの所管外である税務課に関する内容のため、税務課からの回答を事務局が代読させていただきます。

まず、ご質問の内容ですが、質問 4 番に関連して、当該事業者には住民税等の納税義務が生じるものと考えられるが、適切に課税・徴収が行われているのかというご質問でした。

こちらに対する税務課からの回答を読み上げます。

民泊の所得区分については、原則として雑所得として取り扱われ、法定調書により把握可能な給与所得とは異なり、住民本人が申告を行う必要があります。無届であることのみをもって、直ちに適切な申告が行われていないとまでは言えないことから、区では、本人から提出された申告書、または税務署から提供を受けた確定申告の資料を基に課税・徴収を行っています。

回答は以上でございます。

続きまして、そのまま 6 番のご質問についても税務課からの回答なので、事務局が代読させていただきます。

まず、ご質問の内容ですが、質問 5 番に関連して、課税の適正な執行を確保する観点から、区が民泊事業者に関して把握した情報について、税務署に対し、適宜情報提供等を行っているのか伺う。また、区と税務当局との情報連携の必要性について、区の認識を伺うというご質問です。

回答を読み上げます。

民泊事業者に関する情報に限らず、区が保有している情報を、法令等の根拠なしに国税当局へ提供することは、個人情報保護の観点からも行っておりません。

一方で、適正・公平な課税を実現するため、国と地方自治体が連携して税務調査の充実を図ることは、非常に重要なものであると認識していることから、国税・地方税の各税法に基づく資料情報の収集、交換、その他必要な相互協力については、今後も引き続き行ってまいりますという回答でした。

以上です。

【部会長】

じゃ、継続してもらえますか。

【衛生課長】

ありがとうございます。

では、続きまして、7 番からご説明させていただきます。

7 番のご質問が、民泊施設における外国人オーナーの比率というところでございます。こちら、先ほどご覧いただいた住宅宿泊事業の届出状況の資料をご覧いただければと思います。こちらの下の方、(8) 番に届出者の国籍別というのがございまして、6 割強が日本人なんですけれども、残りは外国人というふうになってございまして、中でも多いのは中国人というふうになってございます。

こちらは、あくまで国籍ですので、居住地がどこかといったところまでは把握はしていないんですけれども、国籍別の集計といったことでは、ご覧のとおりの内容というふうになってございます。

続いて、8 番目でございます。年間 180 日の営業日数の上限の把握についてでございます。こちらにつきましては、営業者が 2 か月に 1 回、国のシステムを通じて、その 2 か月間の宿泊実績を報告する仕組みがございます。これは、事業者が直接国のシステムに登録をしまして、その登録した結果を我々自治体が見にいけるような仕組みになってございますので、そういったシステムを通じて把握をしてございます。

なお、令和 7 年度の 1 年間で、180 日を超えて営業していた事業者が幾つかございましたので、そちらにつきましては、本年度、新宿区として改善命令をかけているというところでございます。

続いて、9 番目でございます。違法民泊の把握・推計といったところでございますが、こちら先ほど申し上げたとおり、違法民泊自体の数というのはなかなか把握が難しく、把握をしていないところでございますけれども、一つの目安といたしましては、令和 7 年度に、違法民泊ではないかというような通報の件数が、1 年間で 410 件ございました。こちらの件数も年々増えている状況ではございますが、通報いただいた場合は、我々のほうで現場を調査いたしまして、違法民泊であれば、事業をやめるようにといったことを指導いたしますけれども、中には賃貸物件として住んでいますとか、会社の寮として使っていますとか、適正に使われている例もありますので、この 410 件が全部違法民泊というわけではないんですけれども、その疑いのある通報といった件数では、年々増えている状況といったことになってございます。

また、区内の民泊施設に関する情報につきましては、こちら今 3,800 施設ほどありますけれども、区のホームページのほうで一覧表を掲載してございます。掲載の情報としては、所在地ですとか連絡先、届出年月日等の情報を一覧表で記載をしてございます。こちら毎月、情報を更新しているといった状況でございます。

10 番目でございます。民泊施設で地震や火事があった場合のリスクといったところでございますが、民泊も宿泊施設でございますので、こういった緊急事態の対応につきましては、一般のホテル等と同じで、営業者が対応すべきものという仕切りにはなってございますけれども、営業者に対しては、開設するときに、こちらのルールブックで必ず適正に事業を行うようにということで指導をしております。この中で、そういった火災ですとか地震等があったときの対応についても定めております。

あとは、施設の中で火気は使わないでくださいといった呼びかけをするためのチラシですとか、そういったものを施設の中に掲出してくださいといったお願いもしているところでございます。

それから、11 番目でございます。民泊対策に関する先進事例といったところでございますけれども、民泊対策に関する情報交換としては、23 区の生活衛生分野の課長会ですとか担当者会みたいところで、23 区、それぞれどういう取組をしているかといった情報交換をしているところでございます。

最近の例でいきますと、他区で警察 OB の方を雇用して、実際の民泊への立入りの業務に

携わっていただいたりといった取組をしている区がございまして、それに倣って、新宿区でも今年の4月から警察OBの方に、会計年度任用職員として来ていただいております、日頃の各物件への立入りのときに一緒に行っていただいとったような取組をしているところでございます。

続いて、12番目でございます。苦情件数が年々増加しているが、その要因の分析ということでございますが、まずは民泊そのものがやっぱり増えていると、かなりのスピードで増えていますので、それに伴って、苦情の件数も増えているとったところがあるかなと思います。

それから、これまでは割とごみの出し方が近隣に迷惑をかけているとか、夜中に旅行者が騒いでいて困るですとか、旅行者の方が外に出てたばこを吸っていて困るとか、そういった実際にこういうことで困っていますという苦情が非常に多かったんですけども、近年は、近いうちに近隣に民泊ができるらしいんだけど、大丈夫ですかねみたいな、そういったまだ民泊ができる前の不安、民泊ができることに対する不安のご相談というのが、割と多いかなという印象ではございます。民泊に対するイメージそのものが、やはり区民の皆様の間でもあまりいいイメージを持たれていないとったところが大分広がっているのかなとったような印象を受けているところでございます。

民泊に関しては以上でございます。

【部会長】

どうもありがとうございました。

それでは、今のお答えに対する追加質問なり、あるいは確認したい点がございましたら、お願いしたいと思います。

委員、いかがでしょうか。

【委員】

ご説明ありがとうございます。

まずちょっと、1番のところなんですけれども、今、国として通知をしているということ、法的な後ろ盾がなく、営業権を制限するというのは私的な権利を制限してしまうということになって、今様子を見ているという、これから研究するという話だったんですけども、既得権益みたいなもので、例えば今まで運営していたところが、こういった通知によって取りやめをさせられるかといったら、させられないというご判断で、その後から生じたものは規制ができるというふうに考えられるんでしょうか。その通知というものの意味合いとしては、どんなところになるんでしょうか。

【部会長】

お願いします。

【衛生課長】

ありがとうございます。

そうですね、一般的には、国民の権利を制限する場合には、法律、条例によらなければな

らないといったルールがあります。今回出されたのは、あくまで通知でございます。いわゆる技術的な助言といったものでございますので、我々としては、法律の中でそういった規制ができるということを明文化してほしいといった要望を、これまで国に対して行ってきたんですけれども、国のほうは現時点では法改正をするつもりはないという意向のようでございます。今回、こういった通知が出たといったところでございます。

例えば豊島区のように住居専用地域とか住居地域では、もう民泊は一切新設できませんというルールをつくった場合、これは行き過ぎた規制なんじゃないかというふうに、もしその事業者側から訴えられた場合は、その自治体が被告になるということになります。一方で、法律にそれが規定された場合は、国も被告になる可能性があります。今現在で厳しい規制をかけるとなると、その責任は自治体が負わなければいけないといったような整理になっております。

ただ、一方で、今回こういった通知も出されまして、区民の静穏な生活環境が大分圧迫されているといったような認識、我々もしておりますので、区としてどこまでの規制をかけられるかといったところを、他区の状況も踏まえて検討していきたいというふうに考えているところでございます。

【委員】

ありがとうございます。

そうすると、豊島区は、もうそういった形で規制をかけるということにして、これからつくられるものを防止するということで、豊島区の場合は、今まであったものはそのままにしているということですか。

【衛生課長】

豊島区については、住居系の用途地域については、新設は禁止をします。営業日数は、通常は年間 180 日までできるんですけれども、区内全域で 120 日までにしますといった規制をかけます。これが 12 月からスタートするんですけれども、この部分については、既存施設も含めて適用するというふうに聞いております。

【部会長】

どうぞ、委員。

【委員】

今のお答えの部分で、同じように事業者のほうは、やっぱりそれはひど過ぎるんじゃないかと、それで提訴になった場合には、豊島区が被告になるということですか。

【衛生課長】

はい。もし仮にそういった提訴が行われた場合は、おっしゃるとおり、豊島区が被告になるということになるかと思えます。

【委員】

国は責任を取りたくないという考え方なんですよ。

【部会長】

委員、どうぞ。

【委員】

3番のところなんですけれども、改善が見込まれるというところについて、適正か適正じゃないかというところのフォローアップは何かできていないというお話があったと思うんですけれども、そうすると、区は何をやるということなんですかね。適正な、だから、クレームがありましたと、そのクレームに対して話を聞いて、フォローアップすると、こういうことはやっちゃいけませんよというところで、ただ結局、改善に向けたモニタリングみたいなものは別に区の責任じゃないということなんですかね。

【衛生課長】

実際、その苦情の原因となる事象の多くは、宿泊者自身が例えば騒音であったりとか、ゴミを捨ててしまったり、たばこを吸ってしまったりといったようなケースになりますので、その宿泊者の行動を一つ一つ、後々までチェックするというところまでは、ちょっと保健所としてはできないんですけれども、それを防ぐための手だて、具体的な手だてを事業者に求めると。事業者の対策がしっかり行われたといったところまでは確認します。

例えば、新宿区内でよくあるのが、例えば住宅地に民泊がありまして、同じような建物が並んでいるので、夜中にチェックインをするために隣の家を訪ねてしまうといったようなケースが結構多くあります。そういった場合には、その事業者に対して、宿泊者にご案内する、宿泊者に対して送るメールの中に、例えば駅からその民泊までの道順を全部動画で撮ったものを作って提供するとか、地図を送るだけじゃなくて、写真とか動画、もう見て分かりやすいように、ちゃんと確実にその民泊の場所まで行けるように案内をしてくださいね、そういったものを作って、こういったものを提供しますといった取組を確実にやるといったところまでは、我々は確認をさせていただいております。その上で、さらに苦情が起きた場合については、改めてまた現場を確認したり、事業者にコンタクトを取ったりとかということで、対策をしているといったような状況でございます。

【委員】

なかなか人為的な、アナログ的なアプローチに終始せざるを得ないということですね。

あとは、そもそもの疑問として、これってどっちかというと、不動産管理的な側面だと思うんですけれども、衛生課というところで保健所が中心になってやるというのは、それはほかの自治体も同じなんだろうけれども、同じというお話だったと思うんですけれども、どういった背景でその衛生課というところになったんでしょうか。

【衛生課長】

ありがとうございます。

これ、国の省庁としては観光庁がやっています。国土交通省の外局ですので、あくまでこれ、国としては観光の施策として行っている事業になります。東京都は、実は産業労働局が所管をしておりますので、東京都も産業振興の事業という捉え方をしていると思われます。

23区の保健所、それから八王子と町田ですね。その25の保健所については、保健所でそ

の業務をやっております、これは、もともと宿泊業というのは旅館業法に基づいて行われております。旅館業法に対する特別法的な位置づけになっております、こちらの住宅宿泊事業法という法律が、旅館業法の許可は出ていないけれども、住宅宿泊事業法の届出を出せば、宿泊営業ができるという法律になっております、旅館業法の類似の法規制といったところで、自主的な監視・指導を行うには、旅館業法に基づく監視・指導を行っているノウハウのある保健所が行うことで、区民生活への影響が大きいことですので、的確な監視等を行うためということで、保健所が担当しているといったような経緯でございます。

【委員】

ありがとうございます。

あれですね、保健って何か、保健所ってコロナのあの管理をやるとか、そういうイメージがあったので。旅館業法のところは、多分衛生というのは分かるんですけども、何か結構大変な業務が集中しているというような気がいたしますね。ありがとうございます。

あと、この180日ルールというのは、国のほうのシステムで管理されていて、それを越えているかどうかというのを、例えば2か月に1回、実際に自動的に180日が計算されるようなシステムがあつてというよりも、民泊業者の人が180日は越えていませんみたいな、そういう連絡なんですか。

【衛生課長】

非常に鋭いご指摘でございます。ここの国のシステムへの登録というのは、あくまで自己申告になります。実際は、さまざまな仲介サイトでお客さんの予約を受け付けますので、実際どういった日数で何人のお客さんを受け入れているかどうかといった突き合わせまでは、なかなか難しいところです。事業者も複数のそういった仲介サイトを利用していますし、その仲介サイトを必ず利用しなきゃいけないというわけでもない、実際のどれぐらい予約を取ったかといったところとの事実確認というのは、なかなか難しい状況ではありますけれども、少なくとも国のシステムに沿って報告をしなきゃいけないといったところが法律に定められていますので、その実績に基づいて、180日を越えていれば、それは不適切だということで、我々としては今回改善命令に至ったといった経緯でございます。

【委員】

だから、あれなんですね。ありがとうございます。自己申告に基づいているだけだから、それを別に事後的に検証するということも、国もそうだし、自治体もできないし、一方で、この180日、もし後から何らかの検証方法で発覚した場合というのは、罰則というのはあるんですか。

【衛生課長】

そうですね、180日までの部分が住宅宿泊事業法として実施ができるものになっております。181日以降については、そもそも住宅宿泊事業として認められていない期間に宿泊をさせたということで、これは住宅宿泊事業法違反ではなくて、旅館業法違反というふうになり、旅館業法に基づく罰則が適用される可能性があります。

【部会長】

どうぞ。

【委員】

これまでに改善命令を出した実績はあるんですか。

【衛生課長】

これまで改善命令を出した例といたしましては、まず昨年度は、先ほど申し上げた2か月に1回報告をしなきゃいけないといった決まりになっていますけれども、その定期報告を怠った事業者に対して、昨年度、改善命令を100施設に対して出しております。その後、改善に従わなかった施設に対して、業務停止命令をかけて、その停止命令にも従わなかった事業者にはその民泊自体の廃止を命じる廃止命令というのも結果的には行っております。

今年度につきましては、先ほど申し上げたその180日を守っていない事業者に対して、改善命令を出しております。対象となった59施設に対して、改善命令を出したというところでございます。

【部会長】

昨年の数の内訳を教えてください。何件だったかとか。

【衛生課長】

ありがとうございます。

昨年度の実績といたしましては、まず改善命令が100施設です。それから、業務停止命令が57施設、その100施設のうちの57施設が業務停止命令です。これが、30日の業務停止命令をかけまして、さらに悪質なところについては、50日をさらにかけているところもございます。合わせて57施設でございます。

それをもって、まだ改善が見込めない施設として、廃止命令をかけましたのが15施設でございます。

【部会長】

廃止命令をかけたところは、ちゃんと廃止しているかどうかは確認できているんですか。

【衛生課長】

廃止命令をかけた物件に対しましては、職員が現地確認をいたしまして、営業をしていないということを確認しております。もしお客が入っているような状況があれば、再度その事業者に対しては指導を行っているといったところでございます。

【部会長】

ありがとうございます。

どうぞ。

【委員】

非常に衛生課としては珍しい動きですね。実は、肉屋も魚屋も、私は生鮮產品で、肉屋も魚屋も保健所の営業許可があって営業をしている。ですから、私が子どもの頃なんかは、東京都の保健所は、所轄の警察の中にあつたのね。ですから、すぐに営業停止は、保健所が

出して、それでもって所轄の警察の中にあるから、今度は警察がすぐに営業許可で走るわけです。だから、すごい強かったわけ。

今は区の保健所で、ですから何か保健所がやるというのはつらい、きつい部分があるけれども、久しぶりに保健所の営業停止とか、命令とかという言葉聞いたんですけれども、これから先、必ずやっぱりそれじゃ商売にならないとか、私的な制限をどうするんだとか、いろいろ言葉を変えてくると思うんですけれども、それに対して、現場としてはどうですか。

【衛生課長】

そうですね、現場の実態としましては、そもそもの法の趣旨と違うといえますか。空き家の活用、遊休資産の活用ですとか、もしくはよく民泊で想像されるのは、日本の文化を体験するような体験型の民泊ですとか、そういった形の民泊の在り方というのが、恐らく当初想定されていたと思うんですけれども、今はほとんどが業として行われている物件がほとんどでございまして、例えば1事業者で新宿区内で500件ほどの民泊を運営しているような事業者もあります。

先ほどご覧いただいたように、外国籍の方による運用というのも大分目立っておりまして、実際連絡を取ろうとしても、今ちょっと海外にいて連絡がつかないとか、そういった例も中にはございますので、そもそも適正に営業しようという気が見られない事業者も散見されます。

一方で、住宅宿泊事業法が住宅宿泊事業の振興、観光振興を目的につくられている法律なので、そういった規制がちょっと働きづらいといえますか、事業者が事業をやりやすいような法律の立てつけになっておりますので、そういった面では、なかなかやっぱり苦慮をしているところがございます。

我々としては、今までは是正指導することで業務の内容を改善していくといった方向でずっとやってきておりましたけれども、なかなかそれだと埒が明かないといったところで、昨年度からかじを切って、行政処分を活用して、業務のほうを適正化させていくといったところに力を入れておりますけれども、なかなかそれでもルールを守らない事業者がいるといったところでは、今後やっぱりそのルール自体を厳しくしていけないといけなかなといったふうに、今は考えているところでございます。

【部会長】

ありがとうございます。

どうぞ。

【委員】

行政処分を受けた施設がトータルで172なんですけれども、こちらは法人がほとんどという形なんですか。そこら辺の分析はできているんですか。

【衛生課長】

全体的に見ますと、やはり法人が多いですけれども、個人も相当数いらっしゃる状況ではあります。

【委員】

始めるに当たって、そのルールを守らないと、マニュアルというか、規定されたものがあるって、そちらを配って、ちゃんと対面で指導しているというのは、最初、初回にあるのかというのを教えていただけますか。

【衛生課長】

事業者への届出時の指導といたしましては、このルールブックを作っておりまして、この中で実際の運営の仕方であるとか、例えばごみ処理の仕方、ごみの廃棄物の処理業者とちゃんと契約をして、やってくださいねとか、あとは家主がいない場合については、消防設備をちゃんとつけてくださいねとか、そういったルールは一通りご説明をして、やっているといったところでございます。

【委員】

先ほど、何か火は使っちゃいけないと、火は使ってはいけないことになっているんですか。

【衛生課長】

これも施設によりなんですけれども、いわゆる住宅ですので、当然キッチンとかがありまして、そこで煮炊きができるような設備もありますけれども、そのハウスルールとして、火災の心配があるので火気は使わないでくださいねといったルールにしている例はあります。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

それでは、13 番のちょっとご説明をいただけますでしょうか。

【衛生課長】

それでは、続きまして、ネズミ対策のところをご説明させていただきます。

ご質問といたしましては、空き家でのネズミの発生源となるケースについてのご質問でございます。今のところ、区のほうに寄せられた苦情・相談の事例といたしましては、空き家が原因になっているケースというのは、今まではございませんでしたので、ちょっと具体的なお答えがなかなかできないところではありますけれども、もし空き家でネズミが発生しているとすれば、近くに餌場が必ずあるはずですよ。餌があるところにネズミは発生いたしますので、その餌場になっているのがどこなのかといったところを、まず調査をして、例えば飲食店のごみの出し方が不適切ということであれば、そのお店に対して指導を行っていくといったような方法をとっているといったところでございます。

空き家対策に関しては、庁内でもごみ減量リサイクル課ですとか、幾つかの所管がございますので、もしそういった事例があれば、関係する所管課と連携して対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

【部会長】

何か、追加でございますか。

【委員】

ありがとうございます。

ちょっと民泊の件でまた追加なんですけれども、国と都と区の関係というのは、民泊においては、どちらかというと、その管理をしなければいけない対象というのは区なんですかね。それとも、都とか国と連携というか、役割分担ってどうなっているんでしょうか。

【衛生課長】

イメージといたしましては、区と都は同列というふうに考えていただけるとよろしいかなと思います。民泊の事業を行う上では、まず住宅宿泊事業者という、民泊の運営を行うそのものの事業者があります。その事業者が、管理を委託する場合、住宅宿泊管理業者という、管理業をメインにやる業者があります。

さらに、それを仲介する業者が、住宅宿泊仲介業者というカテゴリーがまたありまして、この仲介業者については、指導権限は国にあるといった仕組みになっています。

管理業者については、関東地方整備局など国土交通省の出先機関に登録をすることになっておりますので、あくまでも指導権限は国になります。

民泊の事業そのものを行っている住宅宿泊事業者への指導権限については、これは東京都とか区になっておりまして、特別区の区域内については、区が担当している。保健所がない多摩の市については、東京都が担当しているといった役割分担になっております。

【委員】

ありがとうございます。

先ほどの、やっぱり気になるのは、豊島区が規制をちゃんとつくってやっているということで、ほかの多分特別区のほうもそういった動きに出るのか、新宿はそれをやらなければ、今度はほかの区がやっているとしたら、ほかの区で規制をして、じゃ、新宿はやらないとしたら、今度新宿区にまたたくさん民泊が集中しちゃうという現象になってしまう。

その一方で、やっぱり法的なそのリスクを負うというところがあるので、そのあたり、本当にどうするんだろうというのが、いつまでにそれを決めるのかとか、そういったところがやっぱりちょっと課題なのかなと思いました。

以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

ほぼほぼ時間になってきたんですけれども、何か追加でご質問などございますか。

よろしいでしょうかね。

最後に、委員がおっしゃったこと、私も非常にそれを痛感しておりまして、雪崩を打ったように押しかけてくる可能性もあると。もともとは、新宿区って 180 日規制のきついルール、金土日だけというきついルールで始めたんですけども、何とか抜け道あるぞというふうの一部の業者が考えていて、どんどん拡大してきたというような経緯もあります。

今度、近隣区のほうで厳しい規制が行われると、これはアメリカの州同士、あるいは州の

中の自治体同士でよく起こる話なんですけれども、規制の緩いところにどんどん逃げてくるというのが、もうけを考える人たちの普通の発想だと思うんですよね。なので、その辺もちょっと関係課と協議していただいて、場合によったら区長さんとも相談していただいて、検討いただけたらなというふうに思いました。ありがとうございました。

【衛生課長】

ありがとうございました。

【部会長】

それでは、今、衛生課長さんからの回答をいただきました。大変長時間にわたり、ありがとうございました。

【衛生課長】

ありがとうございました。

【部会長】

ここで、職員の皆様方の入替えのため、5分間の休憩といたします。

再開は、14時55分からとさせていただきます。

(休 憩)

【部会長】

それでは、ヒアリングを再開いたします。

質問14番から、よろしくお願いします。どうぞ。

【にぎわい創出等担当副参事】

質問番号14についてです。区全般に関わるテーマではあるが、とりわけ歌舞伎町地区において、行動経済学（ナッジ）を活用したまちの改善について、区はどのように考えているかというご質問です。

歌舞伎町地区におけるまちの改善に当たっては、従来の規制や注意喚起、取締りに加え、来街者が自然に望ましい行動を取りやすい環境を整えることも重要であると考えています。例えばシネシティ広場におけるイベントや、現在社会実験として取組を進めている新宿東宝ビル西側区道でのキッチンカーの設置は、単なるにぎわい創出にとどまらず、来街者が自然と人の集まる場所へ足を運び、滞在や回遊を選択しやすい環境をつくる取組であり、行動経済学におけるナッジの考え方にも通じるものと考えています。

キッチンカーやテーブル、椅子を設置することにより、道路空間を通過するだけの場所から、食事や会話を楽しみながら滞在できる空間へと転換し、来街者にここで過ごしていいという分かりやすいメッセージを発信しています。

また、音楽やパフォーマンスなどのイベントは、人々が自然に立ち寄るきっかけとなり、シネシティ広場や周辺エリアでの滞在や交流を促します。

さらに、多くの人々が安心して過ごしている様子が見えることは、安全に利用できる場所という印象を高め、歌舞伎町に対するイメージ向上や安心感の醸成にもつながるものと考えています。

現在、にぎわいの創出や環境美化、ごみ対策などを一体的に実施し、誰もが利用しやすい空間づくりを進めています。今後も行動経済学の視点を取り入れながら、にぎわい創出と安全・安心の両立を図り、来街者が自然に滞在し、回遊したくなる魅力ある公共空間づくりを進めてまいります。

以上でございます。

【部会長】

ありがとうございます。

続きまして、15 番のご回答をお願いします。

【にぎわい創出等担当副参事】

引き続きまして、質問番号 15 についてです。いずれの指標も目標を達成していないが、区はその要因をどのように分析・評価しているのか。また、開催しているイベントについては、開催回数そのものではなく、歌舞伎町のイメージ向上にどの程度寄与したかが重要であるとする。区はその成果をどのように測定し、評価しているのかというご質問です。

歌舞伎町のイメージやにぎわいに対する区民意識は、事業の成果が短期間で反映されにくく、メディア報道や社会情勢などの外的要因の影響を受けやすいと分析しています。

また、コロナ禍以降、シネシティ広場周辺の集団による継続的な滞留や青少年の犯罪被害、ごみの不法投棄などが発生しており、こうした状況が区民の意識に影響を与えるものと認識しています。

なお、歌舞伎町のにぎわいに対する区民意識については、当初令和 9 年度の目標水準を 40%としていたところ、令和 5 年度時点で目標値を達成したことから、新たな目標値を設定したところ です。

シネシティ広場では、各種ライブイベントや映画公開に合わせたレッドカーペットイベント、スポーツイベントのほか、歌舞伎町タウン・マネジメント主催のキッチンカーイベントやダンスイベントなど、多様な世代が参加できるイベントを実施しており、こうした取組の積み重ねにより、歌舞伎町のにぎわいに関する印象もよい方向に変化しつつあるものと捉えています。

今後も、歌舞伎町地区が抱える課題への対応を進めるとともに、歌舞伎町のさらなる魅力発信に向けた取組を継続し、区民意識の向上につなげてまいります。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ここまで、計画事業 33 に関する 14 番と 15 番の質問にお答えいただきました。

委員の皆さんから、追加でご質問とかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

委員、どうぞ。

【委員】

回答ありがとうございます。

今回のイベントの開催の回数ではなくて、歌舞伎町に対する印象がどう変わったかというところを把握することは重要だと思うんですけども、イベント参加者へのアンケートとかリピート率などは、把握はされていたりしますか。もししていたら、教えていただければと思います。

【部会長】

お願いします。

【にぎわい創出等担当副参事】

シネシティ広場におけるイベント、具体的に申し上げますと、例えばライブイベントであったり、ダンスイベント、あとはキッチンカーイベント、大きく分けて、そのようなイベントを実施しているところでございます。こうしたイベントにつきましては、不特定多数の方が来場いただけるような状況になっている、誰でも参加できるようなイベントになっておりますので、そこでアンケートを取るというのは、今実施していないところではございます。

一方で、区道におけるキッチンカーイベントを昨年から実施しているところですけども、そちらについては、来ていただいた方に、テーブルに二次元コードを貼り付けて、そこでアンケート、ご意見を頂戴できるような形式を取っているところでございます。

【委員】

ありがとうございます。

では、その二次元コードが取れるようになってからは、大分数値化できるという認識でよろしいんですか。

【にぎわい創出等担当副参事】

おっしゃるとおりでございます。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

ほかに、ご質問とかございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、質問 16 番に移ります。よろしく願いいたします。

【大久保特別出張所長】

それでは、質問 16 です。

質問内容について、この事業の成果は、住民や来街者の視点から評価することが重要であると考えます。例えば、「歩きやすくなった」「住みやすくなった」といった実感を、区はどのような指標で把握しているのか。また、住民の居住環境や満足度の向上について、区はどのような方法で評価・検証しているのか伺うといったものでございます。

本事業の成果については、歩きやすさについては、大久保通りの歩行者通行量であるとか、また車道を通行する歩行者数などのデータを活用して、効果の検証を行ってございます。

昨年のゴールデンウィークの大久保通りにおいて、最大で 1 時間当たり約 1 万 2,500 人の歩行者が通行しているといったところでございます。休日のピーク時には、幅員約 2 メー

トルの歩道に、1時間当たり1万人を超える歩行者が集中していると。歩道を通行し切れずに、車道を歩く歩行者が発生するなど、安全面での課題が生じているといったところでございます。

このため、大久保通りの歩道の安全な通行の確保と、通行人のスムーズな流れを目的に、その達成状況を測る指標として、大久保通りの車道を通行する歩行者数というのを設定してございます。2025年の実績値、車道を歩いてしまう人の人数なんですけれども、こちら1時間当たり5.1人というデータがあります。これを、ゼロ人とすることを目標としているといったところでございます。

また、住みやすくなったという実感については、この大久保通りの混雑に特化した満足度調査を実施しているものではないんですが、町会や商店街であるとか、事業者・関係者間で構成する大久保通り周辺の混雑環境対策等推進協議会において、地域から寄せられる意見や要望を共有して、事業効果の検証に活用しているところでございます。

以上でございます。

【部会長】

ありがとうございます。

ただいまの16番のご回答に関して、追加のご質問等ございますでしょうか。

委員、よろしいでしょうか。

【委員】

大丈夫です。

【部会長】

ありがとうございました。

今まで14番、15番、16番のご回答をいただきました。特に追加の質問はございませんか。どうぞ。

【委員】

すみません、この大久保通り、それから歌舞伎町の文章の中に、地元の町会、それから商店街の皆さんのご協力もいただいてという一文が入っていたと思うんですね。なかなか今、そこにお住まいの商店会メンバー、そんなに多くなくなっちゃっているんで、そういうあたりの対応はどんなふうにされていますか。

【大久保特別出張所長】

大久保通りの混雑に関して、町会、商店街、振興組合での連携のお話でございますけれども、特に大久保通りでは、新大久保商店街という商店街ですね、今も活躍をされていていうところでございますので、これは先ほど申し上げた大久保通り周辺の混雑環境対策推進協議会のまさに委員として、商店街を代表する意見として、いろいろと意見をいただいているというところです。

同時に、大久保通りにつきましては、いぶき町会であるとか、大久保二丁目町会、地元の町会長が委員に入っていて、議論を展開しているといったところになりますので、非

常に活発な意見が展開されていると聞いてございます。

大久保通りについては以上です。

【委員】

要するに、昔と同じとは言わんけれども、地元の方たちの意見もちゃんと中に入れられるようになっているということでもいいわけですね。

【大久保特別出張所長】

はい、そうです。

【部会長】

歌舞伎町のほうもお願いします。

【にぎわい創出等担当副参事】

歌舞伎町地区のまちづくりに当たりましては、歌舞伎町商店街振興組合、あと歌舞伎町二丁目町会、あとゴールデン街ですね、こちらの方々に、定期的に広場周辺の事業者の皆さんと一緒に交流会の時間を設けさせてもらっております。

また、歌舞伎町商店街振興組合ですとか、歌舞伎町二丁目町会の皆様につきましては、日頃のパトロールですとか、そういったところでも参画していただいているところでございます。

こうした取組を通じまして、我々にはぎわいを創出するために、皆さんの意見を定期的にいただきながら、これからも取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

【部会長】

ありがとうございました。よろしいですか。

ありがとうございました。ここで大久保出張所長と文化観光課長、それからにぎわい創出等担当副参事と観光振興協会担当課長、交通対策課長はご退席いただいて結構でございます。どうもありがとうございました。

続きまして、質問 17 に対するご回答をよろしく願いいたします。

【ごみ減量リサイクル課長】

質問ナンバー17 の飲食店の事業者に対するごみ箱の設置義務化について、これまでの検討状況と今後の方向性について伺うといったご質問についてでございます。

現在のところ、区としては設置義務化というのは求めているところではございますが、飲食店等が事業に伴ってごみを排出する場合、事業者あるいは生産者の責任において、排出場所を確保するということは大変重要であると考えておりまして、例えば飲食料のテイクアウト店舗であるとか、コンビニエンスストア等でごみ箱を設置することは、一つの手段になると考えています。

一方で、ごみ箱の設置については、当該店舗で販売したもの以外のごみであるとか、あるいは家庭から出る生活ごみ等の投棄といった問題も散見されるといったところです。そのため、事業者にとっても過度な負担を強いるという側面もあります。

また、飲食店舗は、特に歌舞伎町みたいな狭隘な小規模なビルが乱立しているような状況ですと、立地や階数によってその条件も異なってくるので、仮に義務化した場合には、制度をどのように公平に適用していくかといったことも併せて考えていかなければならないというふうには認識しているところです。

こうした設置の課題に加えて、まさに設置して終わりではなくて、その後の維持管理の問題ですね、ごみ箱を清潔な状態で管理していかないと、臭気であるとか、ごみの散乱など、まちの環境衛生が逆に悪化するということが、そういったことも懸念されます。

ただ、一方で、例えば大久保エリアにおいては、ごみ箱の設置については、協力要請をこれまで区としても行っております。その結果、多くの店舗にご対応いただけていまして、実際にごみ箱を設置している店舗も増えていまして、ポイ捨てごみが減っている状況もございます。

なので、ごみ箱の設置義務化については、今年度に入って、ごみ箱の設置義務と違反者の罰則の規定を設けた自治体なんかもございますので、現在のところ、その動向やその効果についても情報収集を進めているところでございまして、制度の公平性の担保であるとか、維持管理のルールなども含めて、研究をしていきたいと考えているところでございます。

【部会長】

ありがとうございました。

今の点につきまして、これは委員のご質問でしたね。何か、追加でありますか。

【委員】

大丈夫です。

【部会長】

よろしいですか。

ありがとうございました。

では、続けまして、18番の質問に関するご回答をお願いします。

【ごみ減量リサイクル課長】

18番のご質問についてです。家庭ごみの有料化について、区は導入の必要性をどのように認識しているのか。また、今後の検討方針について伺うといったご質問でございます。

昨今いろいろ言われています、家庭ごみの有料化につきましては、先行して実施している他自治体の事例などから見ましても、家庭ごみの減量に一定程度の効果があると、また実現に向けた検討が必要であるという認識がございます。

その一方で、区民生活に非常に影響が大きいといったところもありますので、その理解を得るために、特に慎重な議論が必要であると考えています。

さらに、実施に当たって、検証や検討は様々必要でございまして、コストがかなりかかってくるといったところもありますので、現時点で実施を決定しているものはございません。これについては、特別区長会で課題を共有しておりまして、23区一体で慎重に議論をしていくといった方向性・方針がございまして、区長会を通して、23区全体でごみ減量の施

策を検討していくと、そういった状況でございます。

【部会長】

ありがとうございました。

ただいまのご回答に関しまして、追加の質問はございますでしょうか。

委員、どうぞ。

【委員】

ご回答ありがとうございます。

ということは、結局のところ、家庭ごみの有料化は、23 区の自治体がそろって導入するかしないかという、その意思決定を行うという、ほぼ同時に採用するか採用しないかということになると考えてよろしいのでしょうか。

【ごみ減量リサイクル課長】

委員ご指摘のとおりでして、これ、仮に一部の区だけが先行して実施すると、近隣区との公平性の観点であるとか、あるいは不法投棄が増えるだとか、様々な課題があるといったことも今回検証されているところです。なので、基本的に特別区長会としては、23 区一斉に、実施するのであれば一斉に実施と。また、それまでの課題を、こちらも一体で検討していくと、そういった方針でございます。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

ほかに追加のご質問等、ございませんでしょうか。

【委員】

すみません、あと 1 点だけなんですけれども、結局ごみの減量化というのにはどの程度影響するんですか、この有料化をした場合は。何かそういう先行事例とかというのはあるんですか、ほかのエリアにおいて。

【ごみ減量リサイクル課長】

家庭ごみの有料化を導入した自治体において、一定程度ごみの減量は図られたという検証結果は出てございます。自治体によって様々ですけれども、10%と言っているところもありますし、なので効果はあるであろうと。一旦、検証結果は出ているところでございます。

それが、どの程度持続するかとか、そういったところは、また特別区においてはどうかというのは、また今後検証が必要なのかなといったところでございます。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

ほかに、17 番、18 番、よろしいですか。

ありがとうございました。

ここで、ごみ減量リサイクル課長はご退席いただいて結構でございます。ありがとうございます。

いました。

続きまして、19番の一般廃棄物の収集運搬業務のほうですね。これは、22番までございます。まとめてご説明をいただけたらと思います。

【新宿清掃事務所長】

まず、19番、単純計算で車両1台の維持管理に1,000万円程度を要しているように思われるが、当該事業の経費は、他自治体の類似事業と比較して適切な水準にあるのか。区としての認識を伺うというご質問です。

清掃車両については、東京23区清掃協議会において、対象車両や荷台の架装部分のほか、車両整備工事、架装修理工事、車検関連諸経費等、一定の基準が定められており、各区とも、この基準を満たしたものを使用し、経費を計上しているものです。燃料費や消耗品費についても、各区の面積や道路状況、集積所の数、清掃工場などの距離等に応じて差は生じますが、区の実情に合わせて、適切な経費を計上しているものです。

また、収集運搬に係る委託料については、東京23区清掃協議会が23区の廃棄物運搬請負契約を一括で行っており、運賃や作業員付加金等は各区同一の単価でございます。このため、各区とも経費の計上の考え方に大きな差はないことから、他区と比較して適切な水準と考えております。

次に、20番です。直営車両と雇い上げ車両を区分している理由は何か。また、一部のみ雇い上げとしている理由は何かというものでございます。

清掃事務所では、現在、プレス車や貨物車等、47台の車両を保有しており、その経費を直営車両の維持管理費として計上しております。また、直営車両以外に、1日平均63台の車両を雇い上げ、収集運搬業務を行っております。この経費を収集車両の雇い上げとして計上しております。

清掃事務所の職員数は限られており、直営車両のみでは、区内全域のごみ収集及び運搬を行うことができないため、雇い上げ車両を活用して、収集運搬業務を行っています。

次に、21番でございます。一般廃棄物は区が対応しているとのことだが、産業廃棄物ほどの主体が対応しているのかというご質問です。

産業廃棄物の収集運搬に係る許可や指導については、廃棄物処理法において権限が都道府県知事に委任されているため、東京都が対応しております。

次に、22番、一般廃棄物の収集運搬業務について民間委託が進む中、区は今後、直営と委託のどちらを基本として事業を運営していく考えなのかというご質問です。

日々の可燃・不燃ごみにおける収集作業の直営車両は26台で、収集車両の雇い上げは63台です。比率としては、直営が約3割、委託約7割となっています。区では、家庭系一般廃棄物の収集運搬は区の責任であることや、地域での苦情対応、不適正排出・不法投棄への調査・指導、災害等への対応等から、現在の体制を維持しながら、清掃事業を運営していく考えでございます。

回答は以上でございます。

【部会長】

ありがとうございました。

今の19番から22番でのご回答に関して、追加でご質問あれば、どなたからでもどうぞ。
いかがでしょうか。

委員、どうぞ。

【委員】

ご説明ありがとうございます。

結局、その一般廃棄物の収集運搬業務というのは、26台と63台で維持していくということだと思うんですけども、傾向としては、何か直営のほうが自然減して、委託が増えていくというような傾向になっているのでしょうか。

【新宿清掃事務所長】

これまで、東京都のほうから清掃事業が移管して25年になります。そのときの清掃の職員というのは多分300人を超えていたんじゃないかというふうに思っています。それがどんどん少なくなってまいりまして、今は作業というだけでは約140名という、それ以外に事務、技能長だとかはおりますけれども、作業の数的にはどんどん少なくなっている。その中で、今ようやく100人程度で毎日毎日作業を行っているところでございます。その体制というのを、今後維持していきたいというふうには考えております。

【部会長】

委員、どうぞ。

【委員】

今、事務所長からのお返事いただいたんですけども、25年前は、新宿東清掃事務所、それから新宿西清掃事務所、2か所あったと思うんですけども、今はそれを統合して1か所になったということですか。

【新宿清掃事務所長】

そのとおりでございます。

【部会長】

どうぞ、委員。

【委員】

維持って、結局だんだん減ってくる、直営がいいとか、委託がいいとかと一概に言えない状態だと思って、直営をすることによって、委託のノウハウも、委託を管理するノウハウとかも維持できるだとか、そういうメリットとデメリットとかというものもあると思うんですけども、ほかの自治体は、例えば委託から逆に直営に向かっているということは、やっぱりあまり多くなくて、直営の人数がだんだん自然減していくというような傾向になっているのか。あるいは、逆にやっぱり委託というのは一定のリスクがあるとか、結局のところ、直営に戻すということはあまりないのかなと思うんですけども、そのあたりはいかがですか。

【新宿清掃事務所長】

直営でしかできないものというのもありますし、今、収集運搬を行っているおかげで、不法投棄や様々な指導を、ごみの指導を行えるわけなんですよね。その収集運搬の実際の現場を知っていなくて、なかなかこちらで対応していくことは困難であると。

また、もし万が一、災害が起こったときに、自分たちで何もできないというようなことがあっていいのかというようなことから、ある程度の数は必要だというふうに思っております。

また、ほかの区を見たときに、これは考え方はそれぞれの区によって違うのかとは思いますが、ある程度の数というのは、それぞれの区の中で引き続き保たれているとは認識しています。これは、25年の移管、たった後も、全くゼロということではなくて、ある程度の数は保っている以上、よく似た考えでやっていらっしゃるんじゃないかなというふうには思っております。

【委員】

ありがとうございます。

【委員】

すみません、ちょっと違うかもしれないですけども、ごみを出してから、例えばカラスですとかネズミですとかに荒らされているということが分かって、例えばそのごみ出しのところに指導されたりすることというのもあるのでしょうか。

【新宿清掃事務所長】

それも当然行っております。何か原因があるんだと思っています。その現場に行きまして、まずその中身を見て、誰がどういうふうに出しているのかというのが分かれば、その出している方に直接言いに行き、不適正な排出ですよ、曜日が違いますよ、中に違うものが入っていますよというようなことは指導していきます。

また、分からない場合は、近隣の方に、こういったごみが出されていますので、皆さん、注意してくださいねというようなことを啓発してまいると、こういうのもふれあい指導班というものをつくって対応しております。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

ありがとうございました。

今の話は、委託内容には入っていないということなんですね。

【新宿清掃事務所長】

そのとおりです。委託には入っておりません。

【部会長】

分かりました。ありがとうございます。

よろしいですか。

それでは、ここで新宿清掃事務所長と清掃事業担当副参事はご退室いただいて結構です。どうもありがとうございました。

続きまして、23 番の安全安心活動の強化という点についてご説明をお願いします。

【危機管理課長】

それでは、23 番について説明させていただきます。

ご質問内容は、より多くの若年層の地域活動への参加を促すプログラムを検討しているとのことだが、そもそも若年層が地域活動に参加する動機やニーズを、区はどのように捉えているか、区の認識を伺うという内容でございます。

一般的な話として、町会等の地域活動に若年層の参加が少ないということは全国的な課題となっております。区の認識となると、一概には言えないところではございますが、やはり子育て世代に向けた、子どもが参加できるイベント等の実施や、時間の取れない若年層のための時間帯の工夫等はあるかと、ニーズとして、必要性としてあるかというところでございます。

今回、この防犯事業に限りましたら、若年層の方も知っている講師とか、子どもの関連などの世代的に関連が深いテーマを提示することが、若年層の参加につながると考えております。

防犯リーダー実践塾という今回のプログラムでは、昨年度は、テレビ等にコメンテーターとして出演している著名な方を講師として、若年層にも訴求力ある方を選択させていただきました。今年度は、先日行ったんですが、地域と子どもたちの防犯力をテーマとして、若年層の方が興味がある内容で、若年層が参加していただけるようにプログラムを策定したところでございます。

23 番だけでよろしいですか。

【部会長】

じゃ、全部お願いします。

【安全・安心対策担当副参事】

24 番の防犯機器等購入緊急補助事業について、補助上限額 2 万円では、実際の購入費用に対して十分とは言えないのではないかと。区は、防犯機器等の標準的な購入費用を幾らと想定し、補助上限額を 2 万円と設定したのかというご質問についてです。

この防犯機器等購入補助事業につきましては、闇バイト等による強盗事件等の多発による体感治安の悪化を背景としまして、東京都が侵入盗被害防止に有効な防犯機器等を購入・設置する世帯に対する補助制度を開始したことを受けて、新宿区においても令和 7 年度から実施しているものとなります。

ご質問の補助金上限額 2 万円につきましては、東京都が本事業の開始時に設定した金額であります。また、実際に家電量販店等では、防犯カメラ等でも安価なものであれば 1 万円程度から購入できる製品も販売されているところです。

参考ですが、令和 7 年度の本事業では、申請者の約 9 割が比較的高額な防犯カメラ、また

はカメラ付きインターホンを購入されていますが、1件当たりの平均補助額は1万4,900円となっており、上限額の2万円を下回っている状況となっております。こうした実績を踏まえ、補助金の上限額2万円につきましては、適切な水準であるというふうに考えております。

続きまして、25番になります。本事業では、「安全対策業務委託」として令和7年度予算に3,306万2,000円が計上されている。ハロウィン当日の対応経費としては過大であるように見受けられるが、区は適正な金額であると捉えているか。また、監査等において指摘はなかったのかというご質問についてです。

ハロウィンに伴う警備対策は、令和6年度から実施している事業となります。過去には、渋谷区のハロウィンにおいて、参加者の一部が暴徒化した事例が発生したほか、ごみのポイ捨てや騒音、迷惑行為等が大きな社会問題となったことから、住民や来街者の安全確保等を目的として実施しているものです。近年は、渋谷区がハロウィン期間中の安全対策を強化したことなどに伴い、新宿区、特に歌舞伎町周辺に多くの来街者が集中することが懸念されています。こうした状況を踏まえ、雑踏事故等の発生を未然に防止するため、警備員約100名体制、定点カメラの設置、シネシティ広場閉鎖に伴うフェンス設置等の対策を行い、万全の体制を整えているところであります。

なお、本事業につきましては、これまで監査等における指摘事項等はございませんでした。以上となります。

【部会長】

どうもご回答ありがとうございました。

ただいまの23から25までのご回答について、追加のご質問等ありますでしょうか。いかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】

ちょっと、23番、24番とは関係ないところなんですけれども、前もご質問させていただいた、自動通話録音機貸出事業って、危機管理課の管轄だったと思うんですけれども、結局、私、一昨年この事業についての委員として意見を述べたときに、この自動通話録音機貸出事業って、今もうあまり使われていないんじゃないかって。要はモバイルで結構対応できているのかなと思っていたんですけれども、今この令和6年度で590件で、貸出件数が今213件と、やっぱり下がっているように見受けられるんですけれども、やっぱりエンドユーザー自身があまり利用されていないんじゃないかなというふうに思うんですが、その点はいかがでしょう。

【安全・安心対策担当副参事】

ご指摘のように、自動通話録音機の貸出自体は減っておりまして、これは犯罪の手口が、今、いわゆる固定電話の高齢者を狙った手口から、20代から60代ぐらいまでの会社員等を狙った手口に、昨年あたりから急に変わってきているところもありまして、ニーズのところ

が変化しているというのが一つございます。

また、携帯電話に関しましては、例えば警視庁のほうで発表しているデジタルポリスというアプリがありまして、国際電話をブロックするようなシステムも搭載されておりますので、今はそちらのほうにも力を入れて、そういったアプリを入れて設定していただくようなことを、区のほうとしても推進しているところでございます。

【委員】

ありがとうございます。

そうすると、結局自動通話録音機貸出事業というのは、貸出件数が減っても、別にそこに対しての予算が、もともと立てていた予算は使われることなく、ほかの方面に予算をシフトしているということなんでしょうか。

【安全・安心対策担当副参事】

自動通話録音機自体は、今後の見込みを踏まえて購入してまいります。そして、今年使わなかったから、来年使えないというものでもございませぬので、在庫なども踏まえて、来年度予算をまた検討してまいりたいというふうに考えております。

あと、また高齢者のいわゆる固定電話への特殊詐欺というのも、まだゼロにはなっていないところでありますので、これ自体はまだ完全にニーズがなくなっているわけではないというふうにも考えております。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

多分、今のやり取りでいうと、もうニーズがなくなっているっぽい話をされたので、予算を削ってもいいんじゃないかなという流れの発言かなと私は推察したんですけども、どうですか、委員。

【委員】

そうですね、今のお話だと、貸出機というのがもうもともとプールされていて、それに対して補充するというときに予算がかかるという前提なので、多分時差があって、今の状況からすると、もともとプールされているもので十分足りるという状況だから、新たに予算を入れているということにはなっていないんじゃないかなというふうに聞き取りました。そういう理解でいいんですね。

【危機管理課長】

そうです。この自動通話録音機については消耗品費の中に、他の防犯啓発備品と一緒に計上されています。それが使われなかったからといって、他のものを買うので、そういう意味では無駄になるということはないかと思います。あと、おっしゃるとおり、ある種在庫ですので、予算計上はしているんですが、在庫が十分であれば執行しないといった、そういった観点でやっています。台数も、3,500 円のものが 200 台程度となっておりますので、約 70 万円ですので、そういう意味では、規模感としてはそれほど大きくないという形になっており

ます。

【委員】

いや、そうですね。ここの多分書かれ方の問題で、令和7年度で1億5,000万予算があって、この貸出件数というのと何か1億5,000万が全くリンクしていないので、それでちょっと。

【部会長】

びっくりしますよね。

【委員】

はい。

そのほかを見て、何が一体この1億5,000万と対応しているのかが分からないというのがあって、ちょっとご質問したんですけれども。

【部会長】

ありがとうございます。書きぶりの問題ですかね。

どうぞ。

【委員】

より多くの若年層を地域づくりにということなんですけれども、具体的な現場の反応からすると、教育委員会が主催している地域の商店会のお店に手伝いに入るという、小学校4年生、5年生、中学校の子たちもいたんですけれども、実はそれから、朝学校に行く子どもたちが、商店の店主に挨拶をするようになって、それであるとき、実はということで、友達がこんなのに脅かされて、どうかという話になって、それで地元の町会から警察という形になっていった話があるんですよね。

ということは、やっぱり縦割りじゃなくて、皆さんのところで商店会、産業振興等々に声かけして、やっぱりもうちょっとまちと地域の活動、連携というふうに進めていったらどうなのかなというのが、そのあたりの動きは今回の部分では見えていなかったもんですから、いかがなものかなと思って質問です。

【危機管理課長】

今、委員おっしゃっているとおり、いわゆる縦割りを排除した連携というのは非常に重要になってございます。そういう意味では、昨年度は区で新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例をつくりまして、いわゆる地域活動が今ちょっと低迷している中、そういったものを盛り上げていこうということで、体系的にいわゆる課を横断した、いろんな地域の活動をフォローする取組というのも出てきましたので、そういった中で、防犯に対しても、何かしら拾えるものがあるかというところを今後検討してまいりたいと思います。

【委員】

このところを質問した趣旨というのは、確かに新宿区に限らず、例えば私も子どもがいますけれども、結局何が地域活動に参加する動機とかモチベーションになって、それを例えば、じゃ、神輿を担ぐとか、近所で何かそういうイベントとかをやっているんですけれども、何

かあまり地域活動を本当に、何をモチベーションにすればいいのかというところが明確に分からない時代になってきた。

だから、多分上の世代の人たちが入っていて、下の世代が入っていくということになっていて、何か自然な流れとして入るものだみたいなことに今なっていないところから、それをどうやってもう一回戻していくのかなというところが、どんなところにあるのかなというのが、多分ちょっと聞いたかったポイントなんですけれども。

でも、やっぱり難しいんですよね。

【部会長】

難しいですね。

【危機管理課長】

この会の範囲を超えて、少し私見も混じってしまうので恐縮ですが、おっしゃるとおりで、いわゆる縦のつながりというのは今なくなっているのが、地域活動、さっきお祭りとかあったんですが、それに入るモチベーションというのは非常に、特に若年層では下がっているのは事実でして、町会加入率もやはりなかなか上がらないというのが現状です。今SNSとかも盛んで、そういう趣味のグループというのがあって、地域の活動になかなか加わらないというのはあります。

やはり、何かしら今、力を入れていただきたいのは、魅力あるイベントを各町会等で実施していただいて、いろんなチャンネル、例えば専門学生とか、そういったいろんな方に参加していただくとか、お声がけして出ていただく。1回誰か入ったら、その横のつながりで、友達から引き込まれて、やる側になったという、そういうストーリーが、今後人を増やしていくためには必要なのかなと、あくまで私見で、少し危機管理の部門からは外れた回答になってはしまうんですが、今後全庁的にやっていけばいいかなと考えてございます。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

ぜひ、推薦したいところですね。

どうぞ。

【委員】

この防犯カメラとか、防犯機器の購入補助というのは、店舗に対してとか、事業者に対しては考えていないのかということと、もう一点、すみません、機器を導入することによって、犯罪件数とかが減っているのかということは、ちゃんとその推移というのは追っているのかというのを教えてください。

【安全・安心対策担当副参事】

まず、店舗に関するということなんですけれども、もともと東京都が開始した補助事業の趣旨というのが、住宅における防犯対策ということですので、現在のところ、店舗等は対象になっておりません。店舗兼住宅のようなところであれば、対象とできる余地がございます。

また、今後店舗を対象にする予定は、今のところございません。

犯罪の発生件数については、防犯カメラがついたから犯罪が減ったかどうかというのは、なかなか検証は難しいところでございますので、現在のところ、確認できておりません。

以上となります。

【委員】

地域活動をしていて、大学が入るのは正直言って難しいです。だから、学生さんが、新入生が入ってきて、やっぱり大人と話したのは初めてだと、こういうふうに言われたこともあります。ということは、やっぱり地域でそういう場をつくっていかなきゃ駄目な時代に来ているんだということの理解がないとまずいんじゃないのかなと。

ちなみに、私のところには学生さんたちがよくお見えになっているんですけれども、そこでイベントをやるときに、子どもが販売やる、それを後ろで学生がサポートして見ているというような形の中で、やっぱりさっきも言っておられた縦の流れの部分なんかが出てきているなというのを感じたもんですから、ぜひぜひうまく使っていただければというふうに思います。

【部会長】

ありがとうございました。

これで質疑が終わりましたので、危機管理課長と安全・安心対策担当副参事はご退席いただいて結構です。どうもありがとうございました。

それでは、ここからは本日の振り返り、整理をしたいと思います。

本日のヒアリングを受けて、ご意見、ご感想などがあればお願いします。あわせて、先ほどちょっと時間がなくてできなかったみたいな感じで、追加の質問等がもしあれば、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】

今日やり取り、質問させていただいた中で、一番やり取りで意見の違いがあるのは、本当に民泊のことだろうなという気がしたんですけれども、ただ、やっぱり衛生課長も言いづらい、被告になりますなんていう言葉一つでもう腰が引けちゃうだろうし。

【部会長】

1社で500件持っているとかね、何かもう本当に。

【委員】

だから、もう言ってみれば、制度の趣旨と実態がかなり違うという話だから。

【部会長】

民泊はいろいろ問題が多いし、外部評価委員会として、どういう評価をしたらいいんでしょうかね。もっとばんばん厳しくやれと、こんな話になりそうだね。

だから、これ、役所もすごい誠実に答えてくれたと思うんですよ。でも、やっぱり限界はあるんですね。国にもいろいろ事情があるから。覚悟を決めて、豊島区のように覚悟を決め

て、頑張ってもらおうとか。

【委員】

500 件という、もう 4,000 件のうちの 500 件だから、相当なあれじゃないですか。10% も超えるでしょうね。

【委員】

それだけ区長が大反対の先頭に立っているというのは、地域から様々な声が寄せられているんだろうな。要するに、個人情報だから言えないけれどもというようなレベルの。

【部会長】

民泊法が施行される頃に、新宿区では民泊に関連する委員会を立ち上げてやっていたんですね。その議事録を昔、少し見たことがあって、そこでやっぱり相当、宿泊事業者のほうも反対をしていたし、地元の自治会の人かなり反対していた。それを盛り込む形で、週 3 日だけというあれになったんですね。

エアビーなんかは、新宿区の規制について不満の声もあったようですけれども、でも条例で決めちゃったのでということだったと思います。

どうしてももう、本当に日本のど真ん中だから、集まってきちゃうのは仕方ないですけどもね。どういうふうに地元の住民と折り合いをつけるのかということなのかなと思うんですけどもね。

【委員】

この間も、伊勢丹の前から早稲田までバスに乗ったら、途中、あまり人がいっぱい降りない、新宿スポーツセンター、あそこの 1 つ手前辺りで、ぞろぞろって外国籍の方が降りるわけですよ。

【部会長】

あるんだ、そこにね。

【委員】

どこへ行くのかな、池袋へ行くのかなと思って見ていたら、大久保通りとコズミックの途中辺り、普通はあまり人が降りないところで、その方々がぞろぞろ降りているから、民泊ってこういうところにあるのかみたいなの。

我々は外部評価シートに評価を書くときには、どういうスタンスがいいのでしょうか。

【部会長】

どう書いたらいいですかね。

【委員】

厳しく対応してほしいという方向がよろしいんじゃないですかね。ここで書かれているのも、共同住宅で 90% って、建物の建て方を書いてあるけれども、共同住宅で民泊をやられちゃうと、もうその周辺の共同して建っている家とかも、共同住宅ってこれアパートとかですよね。

【部会長】

マンションも入ります。

【委員】

マンションとかアパート、そこに民泊があると、やっぱり周りの人たちへの影響が大きいという状態になっちゃいますよね。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、またまとめ方も、今度また 14 日に、8 月に大久保に行く回もありますし、そのときに立ち話レベルでちょっと意見交換できたらなと思います。

それでは、本日の議事はこれで終了となります。

最後に事務局から事務連絡をお願いします。

【事務局】

それでは、事務連絡をいたします。

今回の現地視察は、8 月 14 日金曜日、14 時から、大久保特別出張所とその周辺エリアで実施する予定です。集合場所や当日の行程につきましては、先日メールでご案内いたしましたが、また日程が近づきましたら、こちらからご連絡いたしますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、現地視察後に実施する取りまとめ会の日程についてです。

取りまとめ会は、現時点では 2 回に分けて実施する予定で、第 1 回が 8 月 17 日月曜日、9 時半から 11 時半まで、こちらは本庁舎の 5 階の大会議室で開催します。第 2 回は、8 月 31 日月曜日、14 時から 16 時まで、こちらは本庁舎 6 階第 4 委員会室、今日のお部屋と同じです。2 回予定しておりますが、第 1 回で取りまとめが完了した場合には、第 2 回は中止とさせていただきますので、よろしくお願いします。

次に、評価作業についてです。

先ほどご案内したその取りまとめ会までに、委員の皆様には個人で評価作業をお願いいたします。本日お配りしている外部評価チェックシート、ホチキス留めのものですが、こちらに各事業、テーマごとに評価のご記入をお願いいたします。シートにつきましては、この後エクセル形式のデータで、メールで皆様にお送りいたします。評価欄には、評価結果に加えて、その評価を選択した理由も必ずご記入をお願いします。

また、今後の取組の方向性に対するご意見や、その他のご意見・ご感想についても、別途記入欄がございますので、お気づきの点などがありましたらご記入をお願いします。

外部評価チェックシートの提出期限は、8 月 12 日水曜日までとさせていただきたいと思っております。提出方法は、メールまたは紙となりますが、可能であれば、電子データでご提出いただけるとありがたいです。

本日の事務連絡は以上となります。

【部会長】

何かご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、本日はこれで終了します。ありがとうございました。

<閉会>